

## 資料編

# 1 計画策定の根拠となる法令

## 茅ヶ崎市環境基本条例（平成8年9月27日条例第25号）

環境基本計画の策定の根拠となる茅ヶ崎市の条例です。

全条文は、茅ヶ崎市ホームページの「茅ヶ崎市例規集」から「茅ヶ崎市環境基本条例」を検索してください。

## 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）

地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定の根拠となる国の法律です。

全条文は、国の法令検索サイト「e-GOV」から「地球温暖化対策の推進に関する法律」を検索してください。

## 気候変動適応法（平成三十年法律第五十号）

地域気候変動適応計画の策定の根拠となる国の法律です。

全条文は、国の法令検索サイト「e-GOV」から「気候変動適応法」を検索してください。

## 2 温室効果ガス排出量の推計

### 市域の温室効果ガス排出量の推計方法

本計画内で示した市域の温室効果ガス排出量については、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）ver2.2 環境省」に基づき、以下の考え方で推計を行いました。

#### ● 対象とする温室効果ガス

| 温室効果ガス                   |                          | 主な排出活動                                 |
|--------------------------|--------------------------|--|
| 二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> ) | エネルギー起源 CO <sub>2</sub>  | 燃料の使用、他人から供給された電気の使用、他人から供給された熱の使用     |
|                          | 非エネルギー起源 CO <sub>2</sub> | 一般廃棄物に含まれる廃プラスチック、ペットボトル、合成繊維、紙ごみの焼却処分 |

#### ● 算定方法

##### 【エネルギー起源 CO<sub>2</sub>】

| 部門   | 区分    | 算定方法   |
|------|-------|--|
| 産業部門 | 農林水産業 | 「都道府県別エネルギー消費統計」(資源エネルギー庁)の神奈川県データの農林水産業全体の炭素単位(tC)を、「耕地面積」(農林水産統計年報: 関東農政局)【茅ヶ崎市/神奈川県】で按分し、44/12 乗じて推計              |
|      | 建設業   | 「都道府県別エネルギー消費統計」(資源エネルギー庁)の神奈川県データの建設業の炭素単位(tC)を、「着工床面積」(建築着工統計: 国土交通省)【茅ヶ崎市/神奈川県】で按分し、44/12 乗じて推計                   |
|      | 製造業   | 「都道府県別エネルギー消費統計」(資源エネルギー庁)の神奈川県データの製造業中分類毎の炭素単位(tC)を、「製造品出荷額等」(経済構造実態調査(製造業事業所調査): 経済産業省)【茅ヶ崎市/神奈川県】で按分し、44/12 乗じて推計 |
| 業務部門 |       | 「都道府県別エネルギー消費統計」(資源エネルギー庁)の神奈川県データの業務の炭素単位(tC)を、「業務系床面積」(固定資産税概要調査: 総務省)【茅ヶ崎市/神奈川県】で按分し、44/12 乗じて推計                  |
| 家庭部門 |       | 「都道府県別エネルギー消費統計」(資源エネルギー庁)の神奈川県データの家庭の炭素単位(tC)を、「世帯数」(住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数: 総務省)【茅ヶ崎市/神奈川県】で按分し、44/12 乗じて推計        |
| 運輸部門 | 自動車   | 「自動車燃料消費量調査」(国土交通省)の神奈川県データの燃料使用量を「自動車保有台数」(神奈川県統計書等)【茅ヶ崎市/神奈川県】で按分し、燃料別 CO <sub>2</sub> 排出係数を乗じて算出                  |
|      | 鉄道    | 「鉄道統計年報」(国土交通省)の市内で運行する鉄道会社の全線営業キロに占める市内営業キロを用いて、各鉄道会社の電力消費量を按分し、電力排出係数を乗じて算出  |

##### 【非エネルギー起源 CO<sub>2</sub>】

| 部門    | 区分    | 算定方法  |
|-------|-------|---|
| 廃棄物部門 | 一般廃棄物 | 市の年間直接焼却量に、各廃棄物の割合(プラスチック類、ペットボトル、合成繊維、紙くず)、水分率、各廃棄物の排出係数を乗じて算出 |

## 市の事務事業の温室効果ガス排出量の推計方法

本計画内で示した市の事務事業の温室効果ガス排出量については、「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（令和7年3月環境省）」及び「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン（令和7年3月環境省）」に基づき算定を行っています。

詳細については、「茅ヶ崎市役所地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に記載していますので、そちらを参照してください。

## 市域の温室効果ガス排出量削減目標について

温室効果ガス排出量削減目標は、国の令和 12（2030）年度の削減目標を基準として設定を行いました。また、目安として部門別の削減量・削減率を算出しています。

部門別の削減量・削減率は、現在の地球温暖化対策を継続しながらも追加の対策は行わなかった場合の令和 12（2030）年度の将来排出量（現状趨勢（BaU））からの削減量に加え、目標達成のために追加が必要となる削減量（追加対策分）を各部門の削減可能量を踏まえて設定を行いました。

## 参考：対策強化による削減量(内訳)

| 部門            | 対策区分  | 対策内容              | 2021年<br>実施率 | 2030年<br>実施率 | 2030年度対策強化での<br>CO2削減量<br>(t-CO <sub>2</sub> ) |         |
|---------------|-------|-------------------|--------------|--------------|--|---------|
| 産業            | 省エネ行動 | 省エネ診断・エコチューニング    | 27.1%        | 74.1%        | 3,991  | 109,519 |
|               | 省エネ機器 | 省エネ性能の高い設備・機器等の導入 | 項目別          | 項目別          | 4,007  |         |
|               | 省エネ行動 | 燃料転換の推進           | 2.5%         | 38.5%        | 321  |         |
|               | 省エネ建物 | FEMS導入            | 2.1%         | 36.1%        | 2,449  |         |
|               | 省エネ建物 | 建物の省エネルギー化        | 13.2%        | 51.0%        | 16   |         |
|               | 省エネ建物 | 新築建物のZEB化         | 0.0%         | 100.0%       | 86,048   |         |
|               | 再エネ   | 再エネ由来電力への転換       | 9.3%         | 60.2%        | 5,547  |         |
|               | 再エネ   | 再エネ熱利用拡大          | 2.5%         | 38.5%        | 5,513  |         |
|               | 再エネ   | 太陽光発電導入           | 11.1%        | 46.2%        | 1,627  |         |
| 業務            | 省エネ行動 | 省エネ診断・エコチューニング    | 27.1%        | 70.7%        | 926  | 18,242  |
|               | 省エネ機器 | 省エネ性能の高い設備・機器等の導入 | 項目別          | 項目別          | 685  |         |
|               | 省エネ建物 | BEMS導入            | 2.1%         | 28.1%        | 2,262  |         |
|               | 省エネ建物 | 建物の省エネルギー化        | 13.2%        | 44.7%        | 427  |         |
|               | 省エネ建物 | 新築建物のZEB化         | 0.0%         | 50.0%        | 2,258  |         |
|               | 再エネ   | 再エネ由来電力への転換       | 9.3%         | 60.2%        | 7,322  |         |
|               | 再エネ   | 太陽光発電導入           | 11.1%        | 46.2%        | 4,362  |         |
| 家庭            | 省エネ機器 | 省エネ性能の高い設備・機器等の導入 | 項目別          | 項目別          | 3,897  | 76,922  |
|               | 省エネ建物 | HEMS導入            | 2.1%         | 32.2%        | 5,207  |         |
|               | 省エネ建物 | 住宅の省エネルギー改修       | 32.5%        | 56.7%        | 7,805  |         |
|               | 省エネ建物 | 新築住宅のZEH化         | 0.0%         | 100.0%       | 12,270   |         |
|               | 再エネ   | 再エネ由来電力への転換       | 7.2%         | 52.6%        | 13,013   |         |
|               | 再エネ   | 太陽光発電導入（戸建て）      | 8.3%         | 33.3%        | 33,203   |         |
|               | 再エネ   | 太陽光発電導入（集合住宅）     |              |              | 1,527  |         |
| 運輸            | 省エネ行動 | 公共交通・自転車利用促進      | 80.2%        | 91.8%        | 304  | 42,364  |
|               | 省エネ機器 | ハイブリッド車普及         | 20.0%        | 50.0%        | 10,721   |         |
|               | 省エネ機器 | プラグインハイブリッド車普及    | 0.4%         | 30.4%        | 7,420  |         |
|               | 省エネ機器 | EV（電気自動車）普及       | 0.5%         | 30.5%        | 23,919   |         |
| 廃棄物           | 省エネ行動 | プラスチックごみの削減       | －            | －            | 9,789  | 12,953  |
|               | 省エネ行動 | ごみの減量             | －            | －            | 3,164  |         |
| 対策強化での削減量（合計） |       |                   |              |              | 260,000  |         |

## 3 用語集

### 【あ行】

#### 暑さ指数(WBGT(湿球黒球温度):Wet Bulb Globe Temperature)

熱中症を予防するための指標で、単位は気温と同じ摂氏度(°C)で示されるが、気温とは異なる。暑さ指数(WBGT)は、人間の熱バランスに影響の大きい①気温、②湿度、③輻射熱の3つを取り入れた温度の指標で、それぞれの計測値から1:7:2の割合で算出される。

#### 一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類される。また、「ごみ」は商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭ごみ」に分類される。

#### イノベーション

新しい方法、仕組み、習慣などを導入すること。新製品の開発、新生産方式の導入、新市場の開拓、新原料・新資源の開発、新組織の形成などによって、経済発展や景気循環がもたらされるとする概念。

#### ウェルビーイング

社会的、経済的、環境的な状況によって決定される、個人や社会のよい状態のこと。OECD(経済協力開発機構)など世界各国において、人々の満足度等を示すGDPを補完する指標として注目されている。

#### エコドライブ

車を運転する上で実施できる環境対策で、二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)などの排出ガスの削減に有効とされている。主な内容として、余分な荷物を載せない、アイドリング・ストップの励行、急発進や急加速、急ブレーキを控える、適正なタイヤ空気圧の点検などがある。

#### 炎天下かけこみスポット(クーリングシェルター)

危険な暑さから身を守り誰もが一時的に休憩ができる茅ヶ崎市が指定する公共施設や民間施設のこと。熱中症対策として、6月から10月の間で開放される。

#### 温室効果ガス

地球は太陽から日射を受ける一方、地表面から赤外線を放射しているが、その赤外線を吸収し、熱を宇宙空間に逃げないように閉じ込めておく温室の効果をもつ気体。「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)、メタン(CH<sub>4</sub>)、一酸化二窒素(N<sub>2</sub>O)、ハイドロフルオロカーボン類(HFC<sub>5</sub>)、パーフルオロカーボン類(PFC<sub>5</sub>)、六ふっ化硫黄(SF<sub>6</sub>)、三ふっ化窒素(NF<sub>3</sub>)の7種類としている。

### 【か行】

#### 外来種

国外や国内の他地域から人為的(意図的または非意図的)に移入されることにより、本来の分布域を越えて生息または生育することとなる生物種でマングース、オオクチバスなどが知られている。市内では、ナガエツルノゲイトウ、アレチウリなどがみられる。

外来種のうち、生態系や農林水産業、または人の健康に大きな被害を及ぼすものを「侵略的外来種」とよぶ。平成27(2015)年3月に「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト(生態系被害防止外来種リスト)」が策定され、日本及び海外等での生態系等への被害状況を踏まえ、日本における侵略性を評価し、リスト化された。

#### カーボンニュートラル

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、森林などによる吸収量を差し引いてゼロを達成することを意味する。

## 環境基準

環境基本法\*第 16 条の規定に基づき、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として国が定めるもの。

## 環境基本計画

環境基本計画とは、環境基本法第 15 条に基づき、環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等を定めるもの。平成 30(2018)年に第五次計画が閣議決定された。

「第五次環境基本計画」は SDGs、パリ協定\*採択後に初めて策定される環境基本計画。SDGs の考え方も活用しながら、分野横断的な6つの「重点戦略」を設定し、環境政策による経済社会システム、ライフスタイル、技術などあらゆる観点からのイノベーション\*の創出や、経済・社会的課題の「同時解決」を実現し、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくこととしている。

また、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方を新たに提唱し、各地域が自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合う取り組みを推進していくこととしている。

地方公共団体は計画を策定する義務はないが、環境保全のための基本的な計画として、都道府県や市町村における計画策定が進んでいる。

## 環境基本法

環境行政を総合的に進めるため、環境保全の基本理念とそれに基づく基本的施策の枠組を定めた基本的な法律として平成5(1993)年に制定された。

「環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的」としている。

## 環境教育

持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境と社会、経済及び文化とのつながりその他環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習のこと。

## 環境負荷

人の活動により環境に加えられる影響で、環境を保全する上で支障をきたすおそれのあるものをいう。工場からの排水、排ガスのほか、家庭からの排水、ごみの排出、自動車の排気ガスなど、事業活動や日常生活のあらゆる場面で環境への負荷が生じている。

## 環境マネジメントシステム

事業組織が環境負荷低減を行うための管理の仕組み。組織のトップが方針を定め、個々の部門が計画(Plan)をたてて実行(Do)し、点検評価(Check)、見直し(Action)を行う仕組みで、このPDCAサイクルを繰り返し行うことで継続的な改善を図ることができる。

代表的なものに ISO14001 やエコアクション 21 がある。(→茅ヶ崎市環境マネジメントシステム\*参照)

## 気候変動緩和策

気候変動への対策として、その原因となる温室効果ガスの排出を削減することで、人間社会や自然への影響を極力抑制しようとする対策のこと。緩和策を最大限に実施しても避けられない気候変動の影響に対しては、その被害を抑える「適応策」が重要となる。(→「気候変動適応策」参照)

## 気候変動適応策

気候変動の原因となる温室効果ガスを削減する取り組み(緩和策)を最大限実施しても気候変動の影響が避けられない場合、その影響に対処し、被害を回避・軽減していく対策。自然災害対策や熱中症対策、ヒトスジシマカなどが媒介する感染症への対策などがある。(→「気候変動緩和策」参照)

## 気候変動適応法

気候変動への適応の推進を目的として平成 30(2018)年に制定された法律。

地球温暖化その他の気候の変動に起因して、生活、社会、経済及び自然環境における気候変動影響が生じてること並びにこれが長期にわたり拡大するおそれがあることに鑑み、気候変動適応に関する計画の策定、気候変動適応影響及び気候変動適応に関する情報の提供その他必要な措置を講ずることにより、気候変動適応を推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

## 光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物、炭化水素などが紫外線を受けて光化学反応を起こし生成される二次汚染物質で、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートなどの酸化性物質の総称である。春から秋にかけて、風が弱く晴れた日には、窒素酸化物や光化学オキシダントが大気中に停滞し、遠くがかすんで見えるようになる(光化学スモッグ)。光化学スモッグが発生すると、目がチカチカしたり、呼吸が苦しくなったりする。

## 【さ行】

### サーキュラーエコノミー

廃棄物をできるだけなくし、資源を循環させながら活用していくことを前提とした経済システム。経済産業省では、「まあいい経済」の名のもとあらゆるものをぐるぐる循環させる経済としており、消費者も「ものを買う」「ものを使う」「資源ごとに分ける」「資源をまわす」その結果生まれた「ものを買う」行動として「循環型消費行動」と呼んでいる。

### 再使用(リユース)

いったん使用された製品や部品、容器等を再使用すること。

### 再生可能エネルギー

自然の営みから半永久的に得られ、継続して利用できるエネルギーの総称。太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱、大気中の熱、その他の自然界の存在する熱など、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇せず、二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)を排出しない(増加させない)地球環境への負荷が少ないエネルギーといわれている。

### 再生利用(リサイクル)

廃棄物等を「原材料」として再利用すること。

### 次世代自動車

運輸部門からの二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)削減のため、ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車等を「次世代自動車」として政府が定め、令和12(2030)年までに新車乗用車の5~7割を次世代自動車とする目標を掲げている。

### 自然環境評価調査

市域全体を対象として、良好な自然環境を指標する生きものの分布を調査し、自然環境を評価するために、本市が地域の専門家や市民の協力を得て行う調査のこと。

### 指標種

自然環境評価調査における茅ヶ崎市らしい自然に生息・生育する代表的な種。環境(樹林・草地・水辺・海岸・主要河川・細流)ごとに選定されている。

### 循環型社会

天然資源の消費量を減らして、環境負荷をできるだけ少なくした社会のこと。従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄型社会」に代わり、今後目指すべき社会像として、平成12(2000)年に制定された循環型社会形成推進基本法で定義されている。

### 食品ロス

売れ残りや期限切れの食品、食べ残しなど、本来食べられるのに廃棄されている食品のこと。日本国内における「食品ロス」による廃棄量は、令和3(2021)年で約523万+発生しているとされており、日本人1人当たり換算すると、お茶碗約1杯分(約114g)の食べ物が毎日捨てられている計算になる。

### 処理残渣

粗大ごみ処理施設等中間処理施設で処理された破碎ごみや中間処理により発生する可燃性の残渣等のことをいう。

### 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)

新型コロナウイルス(SARS-CoV-2)の感染によって引き起こされる急性呼吸器疾患(COVID-19)。令和元(2019)年に発生し、令和2(2020)年1月には国内初の感染者が確認され、以後、感染の拡大を繰り返し、多くの感染者を生じさせた。令和5(2023)年5月8日、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけは、季節性インフルエンザと同等の「5類感染症」に引き下げられた。

## スクールエコアクション

茅ヶ崎市内の公立小中学校で実施している、環境についての学習や環境にやさしい活動について、学校全体として継続的に取り組むための仕組み。

## 生活排水処理率

住民基本台帳人口に対する生活排水処理人口の割合であり、農林水産省、国土交通省、環境省が毎年度調査している「汚水処理人口普及率」と同様の方法により、算出している。(下水道処理開始公示済み区域については、下水道への接続の有無にかかわらず下水道による処理人口として計算している。)

## 生態系

空間に生きている生物(有機物)と、生物を取り巻く非生物的な環境(無機物)が相互に関係しあって、生命(エネルギー)の循環をつくりだしているシステムのこと。

空間とは、地球という巨大な空間や、森林、草原、湿原、湖、河川などのひとまとまりの空間を表し、例えば、森林生態系では、森林に生活する植物、昆虫、脊椎動物、土壌動物などあらゆる生物と、水、空気、土壌などの非生物が相互に作用し、生命の循環をつくりだすシステムが保たれている。

## 生物多様性

遺伝子・種・生態系レベルなどで多くの生きものの種が存在すること。様々な生きものが存在する「種の多様性」だけでなく、同じ種の中の「遺伝子の多様性」や、動物、植物、微生物がおりなす「生態系の多様性」も含まれる。

## 生物多様性基本法

平成 20(2008)年に制定された、生物多様性の保全及び持続可能な利用について基本原則を定め、国、地方公共団体、事業者、国民及び民間の団体の責務を明らかにするとともに、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策の基本となる事項を規定した法律である。

生物多様性に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、生物多様性から得られる恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを目的とする。

## 生物多様性国家戦略 2023-2030

生物多様性条約及び生物多様性基本法に基づき、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する国の基本的な計画。令和4(2022)年12月に愛知目標の後継となる令和12(2030)年までの世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されたことに伴い、新たな世界目標に対応した戦略として見直しが行われた。令和12(2030)年のネイチャーポジティブの実現や 30by30 目標達成の取り組み、自然資本を守り活かす社会経済活動などが盛り込まれている。

## 【た行】

### 太陽光発電

シリコン等の半導体に光を照射することにより電力が生じる性質を利用して、太陽光によって発電を行う方法のこと。

### 茅ヶ崎市環境マネジメントシステム

一事業者として自らの施策及び事務・事業をはじめ、地球環境の保全と創造への先導的役割を担うため構築した茅ヶ崎市独自の環境マネジメントシステム。平成17(2005)年3月に認証取得、運用していたISO14001から平成22(2010)年度に移行した。令和3(2021)年度より「C-EMS」を通じた市役所温暖化対策～地球温暖化対策実行計画(事務事業編)～として市役所温暖化対策と茅ヶ崎市環境マネジメントシステムの一体化を図り、運用を行う。

### 茅ヶ崎市総合計画

市の目指す姿を明らかにし、これを計画的に実現するため、政策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定めたもので、まちづくりの指針となるもの。

### 茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略

緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画である「みどりの基本計画」であるとともに、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本計画である「生物多様性地域戦略」としても位置づけているもの。

### 地球温暖化

人間の活動の拡大により二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)をはじめとする温室効果ガスの濃度が増加し、地表面の温度が上昇すること。

## 地球温暖化対策計画

地球温暖化対策の推進に関する法律第 8 条に基づき、総合的かつ計画的に地球温暖化対策を推進するため、温室効果ガスの排出抑制・吸収の目標、事業者・国民等が講ずべき措置に関する具体的事項、目標達成のために国・地方公共団体が講ずべき施策等について国が定める計画。平成 28(2016)年に閣議決定された。

## 地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法)

気候変動枠組条約第 3 回締約国会議(COP\*3)で採択された「京都議定書」を受けて、まず、第一歩として、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めた法律。平成 10(1998)年 10 月の参議院本会議で可決され、公布された。地球温暖化対策に関して国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにし、地球温暖化対策に関する基本方針を定めることにより対策の推進を図り、現在そして将来の国民の健康で文化的な生活の確保、人類の福祉への貢献をすることを目的としている。

## 特定外来生物

平成 16(2004)年に制定された特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づき、外来生物(海外起源の外来種)であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、または及ぼすおそれがあるものの中から指定される。

特定外来生物は、生きているものに限られ、個体だけではなく、卵、種子、器官なども含まれる。飼育・栽培、運搬、輸入、野外への放出、譲渡などが規制される。

茅ヶ崎市内で生息・生育が確認されている特定外来生物として、アライグマ、アメリカザリガニ、アレチウリ、トキワツクサなどがある。なお、令和 5(2023)年 6 月 1 日より条件付特定外来生物に指定されたアメリカザリガニとアカミミガメは、規制の一部が適用除外となり、一般家庭等での飼養等や少数の相手への無償での譲渡し等については許可なしで行うことができる。

## 特別緑地保全地区

特別緑地保全地区制度は、「都市緑地法」に基づき、都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為など一定の行動の制限などにより現状凍結的に保全する制度。

## 【な行】

### ネイチャーポジティブ

生物多様性の損失を食い止め、回復軌道に乗せること。生物多様性条約第 15 回締約国会議(COP15)で採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組」において、2030年ミッションとして掲げられており、いわゆる自然保護だけを行うものではなく、社会・経済全体を生物多様性の保全に貢献するよう変革させていく考え方となっている。

## 【は行】

### バイオマス

動植物から生まれた再生可能な有機性資源のことで、代表的なものに、家畜排泄物や生ごみ、木くず、もみから等がある。

バイオマスは燃料として利用されるだけでなく、エネルギー転換技術により、エタノール、メタンガス、バイオディーゼル燃料などを作ることができ、これらを軽油等と混合して使用することにより、化石燃料の使用を削減できるので、地球温暖化防止に役立てることができる。

### 発生抑制(リデュース)

廃棄物の発生自体を抑制すること。リデュースのためには、事業者には原材料の効率的利用、使い捨て製品の製造・販売等の自粛、製品の長寿命化など製品の設計から販売にいたる全ての段階での取り組みが求められる。また、消費者は、使い捨て製品や不要物を購入しない、過剰包装の拒否、良い品を長く使う、食べ残しを出さないなど、ライフスタイル全般にわたる取り組みが必要。

### パリ協定

平成 27(2015)年 12 月にフランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議(COP21)において採択された「京都議定書」以降の新たな地球温暖化対策の法的枠組みとなる協定である。

世界共通の長期目標として、地球の気温上昇を「産業革命前に比べ 2℃よりもかなり低く」抑え、「1.5℃未満に抑えるための努力をする」、「主要排出国を含むすべての国が削減目標を5年ごとに提出・更新する」、「共通かつ柔軟な方法で、その実施状況を報告し、レビューを受ける」ことなどが盛り込まれている。

## フードドライブ

まだ食べられるのにも関わらず捨てられてしまう食品を持ち寄り、それらをまとめてフードバンクや地域の福祉施設などに寄付する活動のこと。

## 不法投棄

廃棄物を法令や条例に基づき適正に処理せず、みだりに道路や空き地(自らの土地を含む)等に捨てる行為。

## ブルーカーボン

海草藻場・干潟・マングローブ林などの沿岸生態系が、光合成により二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)を吸収し、堆積物中に長期貯留する機能のこと。これは、気候変動対策と生物多様性保全を両立させる重要な自然資本として位置づけられている。

## ペロブスカイト太陽電池

特別なペロブスカイト構造を持つ結晶を利用した、次世代型の太陽電池のこと。従来のシリコン型に比べ、製造コストが低く、薄く軽量で、柔軟に曲げられるという大きな特長がある。これにより、耐荷重の小さな屋根や建物の壁、窓等、これまで太陽電池の設置が難しかった場所への応用が期待される。

## 【ま行】

### マイクロプラスチック

一般に 5mm 以下の微細なプラスチック類。近年は海洋生態系への影響が懸念されている。プラスチックごみが波や紫外線等の影響により小さくなることや、洗顔料や歯磨き粉にスクラブ剤として使われてきたプラスチックの粒子や合成繊維の衣料の洗濯等によっても発生する。製造の際に化学物質が添加されていたり、プラスチックの漂流の際に化学物質が吸着したりすることにより、有害物質が含まれていることがある。含有・吸着する化学物質が食物連鎖に取り込まれることによる生態系に及ぼす影響が懸念されている。

### 緑のまちづくり基金

市と市民の方々をはじめ、企業・団体の方々からのご協力をいただき、資金を有効に活用し、市内に残された貴重な緑地を市民共有の財産として保全するための基金。

## 【英数】

### BOD(生物化学的酸素要求量)

Biochemical Oxygen Demand の略称。水中の有機物が好気性微生物(バクテリア・プランクトン)によって分解される際に消費される酸素の量であり、水中の有機物による水質汚濁の目安となる。

### COP

締約国会議(Conference of the Parties)を意味し、環境問題に限らず、多くの国際条約の中で、その加盟国が物事を決定するための最高決定機関として設置されている。気候変動枠組条約のほか、生物多様性や砂漠化対処条約等の締約国会議があり、開催回数に応じてCOPの後に数字が入る。

### GX(グリーントランスフォーメーション)

Green Transformation(グリーントランスフォーメーション)の略称で、化石燃料に頼らず、太陽光や水素など自然環境に負荷の少ないエネルギーの活用を進めることでCO<sub>2</sub>排出量を減らし、また、そうした活動を経済成長の機会にするために世の中全体を変革していく取り組み。

### ZEB

Net Zero Energy Building(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)の略称で、「ゼブ」と呼ぶ。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物。省エネによって使うエネルギーを減らし、創エネによって使う分のエネルギーをつくることで、エネルギー消費量を正味(ネット)でゼロにすることができる。

### ZEH

Net Zero Energy House(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)の略称で、「ゼッチ」と呼ぶ。快適な室内環境を実現しながら、省エネ性能の向上と再生可能エネルギーの活用により、建物で消費する年間のエネルギーの収支をゼロにすることを目指した住宅。

## ZEV

Zero Emission Vehicle (ゼロ・エミッション・ヴィーグル) の略。走行時に二酸化炭素等の排出ガスを出さない電気自動車(EV)、燃料電池自動車(FCV)のこと。

## 3R(スリーアール)・4R(フォーアール)

3R:循環型社会を形成していくための3つの環境行動で「Reduce(リデュース:発生抑制)」「Reuse(リユース:再使用)」「Recycle(リサイクル:再生利用と熱回収)」です。

4R:本市では、上記3つの行動に「Refuse(リフューズ:要らないものを買わない・断る)」を加えた4Rを実践することにより、地球環境へ負荷を与えない資源循環型社会の構築を目指します。